

2025年6月20日
全国港湾24発第125号
港運同盟発25-第33号

一般社団法人 日本港運協会
中央労使安全専門委員長 大塚昌信 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内 一  

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足立 賢 次  

中央労使安全専門委員会
労側委員長 鈴木 誠 一 

熱中症対策に係る注意喚起等の取り組みに関する申し入れ

中央労使安全専門委員会は、熱中症予防に向けた調査をはじめとした対策を講じることとしていますが、統計史上二番目に早い梅雨明けとともに、記録的な猛暑が続いており、熱中症対策に係る注意喚起などの取り組みを緊急に行うことが求められています。

また、政府は本年6月1日に改正安全衛生規則を施行し、熱中症対策についての事業者の体制整備を罰則付きで義務付けることとし、24春闘協定では、熱中症対策について「各個別(専業・検査・関連)任せとせず元請事業者も携わっていく」ことを確認し、同対策での元請責任も明記しています。

については、日港協として次の取り組みを促進するよう申し入れます。

記

1. 各地区港運協会、会員各店社に対し、熱中症対策の徹底・注意喚起を図る取り組みの促進をはかり、安全対策に万全を期すよう取り組むこと。
2. 現在進めている、アンケート調査などの中央安全専門委員会の取り組みの速やかな促進をはかること。

以上

<添付> 改正安全衛生規則関係資料(厚労省)